

令和6年度 製造者団体等事務連絡会
(報告等事項概要)

貴団体会員等の認定工場所有会社に対し、認定工場制度業務に係わる次の事項について、指導及び周知をお願い致します。

1. 認定料改定について

認定工場制度の運営に関し、認定工場から納付される認定料について、昨今の認定工場の減少及び認定資器材の製造量減少に伴い、認定料収入も大きく減少しています。

このため、本制度を今後も継続的かつ適正に運営していくため、今年度中に認定料を値上げする方向で改定し、令和7年度より改定認定料を適用することとしたい。

2. 認定工場制度の規程の改正について

これまでの認定工場制度関係規程においては、昨今の不正問題などに対応するための具体的な認定取消規定や一時出荷停止規定、再認定申請までの欠格期間等に関する規定が整備されていませんでした。そこで、認定工場において不正が発覚した際、規定に基づいて対応することで制度運営の信頼性と安全性の向上、厳格化を図るため、令和6年10月1日付で規程が改正されました(資料1)。

3. 低炭素資器材の認定工場制度適用について

温室効果ガスの削減に取り組む製造者を支援するため、二酸化炭素削減に寄与する原材料を使用した資器材をⅡ類資器材に登録する方向で検討を進めています(資料2)。

4. 認定工場責任技術者研修会の開催について

本研修会は、認定工場の責任技術者を対象に、品質管理に対する意識と資質の向上等を目的として開催しています。(下水道用資器材製造工場製品検査要領第14条第2項)

開催頻度は、各年度2地区のサイクルによる地方開催としています(各認定工場は実質3年に1回の受講)。

【開催状況】

令和5年度は、中部地区及び九州地区の認定工場を対象に開催し、中部地区75名、九州地区62名の責任技術者に参加いただきました。

【令和6年度の予定】

- ① 令和6年度は、北海道地区及び関東地区の認定工場責任技術者と認定工場所有会社の担当者を対象に開催する予定です。
- ② 研修会の概要は、「開催要領(案)」(資料3)のとおりです。

5. 認定更新について

下記の資器材を製造する認定工場の認定期間が、今年度末(令和7年3月)までとなっています。令和7年2月頃に、更新申請書及び認定標章表示届の提出の案内を発送する予定です。

更新案内を 令和7年1月頃に
郵送します

更新対象資器材：ダクトイル鋳鉄管、レジンコンクリート管、コンクリート製ボックスカルバート、ボックスカルバート、リサイクル硬質塩化ビニル管、鉄筋コンクリート製複合マンホール、鉄筋コンクリート製複合マンホール用内面樹脂材、耐食性コンクリート製品、外殻鋼管付きコンクリート管、複合プラスチック製管更生材、合成セグメント

6. 日本下水道協会規格（JSWAS）改正状況等

- ① シールド工事用標準セグメント（JSWAS A-3、A-4）」について、土木学会共編から下水道協会単独規格化を図るとともに、近年のセグメントに係わる技術的知見の内容充実を図り、2024年4月1日付で改正しました。

2. 認定工場制度に関わる課題等

これまで、前記のコスト縮減対策などを行ってきましたが、制度を適正に運営するためには、以下のような課題と対応事項が生じています。

① 検査員の確保

本会の検査員は、基本的に下水道事業者である自治体で下水道事業に携わり、検査関係業務にも熟知した自治体OB職員を採用しています。しかしながら、自治体における定年延長の導入、また、人件費の高騰により、検査員の確保が難しい状況となっているため、優れた検査員を継続的かつ安定的に確保するための対応が急務となっています。

② 検査員の検査に対する技量向上

本会検査員の技術力と知見を確保するために、検査員の新規採用時に実施していた JIS 品質管理セミナーの受講は、現在、財政面から一時中断していることから、受講した検査員が年々減少しています。このため、今後も検査を適正に遂行できるよう、受講を再開する必要があります。

③ 認定工場制度の周知・PRの強化

認定製品の一部で自治体が個別に認定工場で検査を行う状況が見受けられるなど、認定工場の検査に対する負担が生じています。このため、現在、財政面から一時中断している、自治体を対象として認定工場制度の仕組みやメリットを周知、PRする製品検査立会研修会の再開や認定工場制度パンフレットの更新、自治体への個別説明会など、改めて対応する必要があります。

④ 検査に関わるデジタル化

現在、本会の工場調査では、検査員が関係資料を印刷、持参することで検査を実施し、工場調査後には地区事務所で報告書を作成するなど、検査業務の効率化が図られていない状況です。このため、今後、検査員の非常勤化、在宅勤務化を進めるうえで、これらの資料の電子化や報告書を遠隔で作成できるようデジタル化を図るなど、検査業務の効率化や作業経費等のコスト縮減を図っていく必要があります。

3. 認定料改定案

〔本会のこれまでのコスト等縮減策〕のとおり、本来実施すべき事業の経費を削減している状況の改善や「2.」の課題解決に向けた取組みを進めるため、令和7年度（令和6年度の合格数量）より、認定料単価を30%引き上げます。

なお、認定料は、認定工場制度に関わる事業の運営のために充当する財源になります。

4. 今後本会が取り組むべき制度の充実(強化)策

- ① 検査員の継続的な確保と検査に関わる技術力の確保と向上により、認定工場制度における適正な検査体制の確保
- ② 製品検査立会研修会の再開、制度のPRパンフレットの更新等による認定工場制度の理解促進と認定資器材、認定工場の活用促進
- ③ 検査業務のデジタル化による業務の効率化と一層の経費縮減

5. 認定料改定のスケジュール

令和6年11月20日	製造者団体等事務連絡会にて改定の全体説明
12月～	認定工場制度運営委員会で認定料改定案審議 協会内手続きを経て認定料関係規定の改正 関係者(認定工場及び自治体)への認定料改定周知
令和7年4月(予定)	改定認定料の適用

現状検査回数7回/年
この回数を減らすのは？
可能か？
実際の在庫数等を考慮して
以上
可能ということ？

令和6年11月20日

公益社団法人日本下水道協会
技術部 規格検査課

認定工場制度における認定料改定について（案）

時下ますます御隆昌のこととお慶び申し上げます。

本会の認定工場制度の運営につきましては、日頃より御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、このたび、本制度における認定料につきまして、下記のとおり改定を行うことと致しましたので、御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。

記

1. 認定料改定の経緯等について

本会の認定工場制度は、平成4年度の拡充強化以降、下水道用資器材を認定適用資器材として指定・登録し、製造工場を認定することにより、従来、下水道事業者により個別に行われていた製品検査を、本会が代行して全国統一的に実施することで、下水道用資器材の安定供給を図るための制度として、下水道事業執行の合理化及び省力化に大きく資しているところであります。

また、本制度による下水道事業の円滑な推進を図るため、製造事業者の皆様におかれましても、製造工程や品質管理等に工夫と努力がなされ、技術力の著しい向上により、量及び質において下水道事業者の要求に応えられるなど、下水道事業者から高い安心と信頼を得られ、制度が大きく成熟化しているところであります。

しかしながら、これまでの社会情勢の変化などによる認定工場における資器材の製造量の減少等もあり、認定料（基本認定料、従量認定料、製品検査料の合算）収入は減少傾向が続き、令和5年度の認定料は、約2億8千万円（ピーク時は、平成11年の約6億7千万円）まで減少しており、認定工場制度を適正に運営するための財源確保が困難な状況となっています。

本会としましては、本制度を運営していくにあたり、認定工場と下水道事業者にとって信頼される制度として維持するため、これまで様々なコスト縮減に努めながら運営して参りましたが、これ以上の財政面の改善は大変難しい状況にあり、本来実施すべき事業を中断するなどの対応を余儀なくされる状況にもなっております。

これらについて、今後も本制度の目的を最大限に発揮するためには、中断事業の再開や次項に示す課題の解消を図る必要があることから、認定料の改定を行う判断に至ったものであります。

本会としては、認定工場と下水道事業者の検査に関わる負担軽減に努め、引き続き、下水道事業者から高い安心と信頼が得られるよう、認定資器材と認定工場の利用促進の強化を図っていく所存でございますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

〔本会のこれまでのコスト等縮減策〕

- ・検査関係事務作業委託の一部を直営化
- ・認定資器材の出荷量減少に伴う段階的な検査員の削減及び常勤検査員の非常勤・在宅勤務化
- ・地区事務所の削減（新潟検査出張所の廃止）
- ・検査員の新規採用時に実施していた JIS 品質管理セミナー（研修）受講の中断
- ・認定工場制度活用の PR に関わる製品検査立会研修会の中断
- ・認定工場制度パンフレット更新の見送り、下水道展の出展取り止め